

CBPR 認証審査に関する約款

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 CBPR 認証審査の申請（第3条～第5条）

第3章 CBPR 認証審査（第6条～第13条）

第4章 CBPR の認証（第14条）

第5章 その他（第15条～第20条）

第1章 総則

第1条（目的）

本約款は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「当協会」という。）による、グローバル CBPR フォーラムにおける越境プライバシールール（以下、「CBPR」という。）システムにかかる認証（以下、「CBPR 認証」という。）の審査（以下、「CBPR 認証審査」という。）に関する手続を定めることを目的とする。

第2条（適用）

本約款は、CBPR 認証審査に関して、当協会と CBPR 認証審査を受ける事業者との間で適用される。CBPR 認証審査を受ける事業者は、本約款に同意の上で CBPR 認証審査の申請を行うものとする（以下、申請を行った事業者を「申請事業者」という。）。

第2章 CBPR 認証審査の申請

第3条（資格）

CBPR 認証審査の申請は、当協会の個人情報保護指針に定められた対象事業者が行うことができる。

第4条（CBPR 認証審査の申請）

申請を行う事業者は、CBPR 認証審査の申請を行う場合には、当協会が定めるところにより、CBPR 認証審査に関する申請書及びグローバル CBPR システム事前質問書に必要事項を記入し、越境する個人情報に関する規程及び様式その他必要な書類又は資料を添付の上、当該申請書等を当協会に提出しなければならない。（以下、申請書、グローバル CBPR システム事前質問書申請、越境する個人情報に関する規程及び様式その他必要な書類又は資料を総称して「申請書等」という。）

第5条（審査料）

- 1 当協会は、前条の申請書等を受領してから、10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始休暇を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に、CBPR 認証審査にかかる審査料を算出し、申請事業者に通知を行う。

- 2 申請事業者は当協会に対し、前項の通知に定められた期限までに審査料を納付しなければならない。
- 3 第 1 項の通知に定められた期限までに審査料の納付がなされなかった場合には、対象事業者は、申請を取り下げたものとみなすことができる。
- 4 CBPR 認証審査中に CBPR 認証審査の対象となるサービスの追加若しくは変更が生じた場合、申請書等の内容に大幅な変更が生じた場合、その他申請事業者の都合により第 1 項で算出した審査料で十分な審査を行うことが困難と認められる場合には、当協会は、審査料を別途請求することができる。

第 3 章 CBPR 認証審査

第 6 条（審査）

- 1 CBPR 認証審査は、文書審査、ヒアリング、実地検査その他当協会が定める方法により、申請事業者が、当協会が定める認証基準（以下、「JIPDEC 認証基準」という。）に適合するかを審査する。
- 2 当協会は、申請事業者が審査料を納付した日より、CBPR 認証のための審査を開始する。
- 3 審査期間は審査の開始から 3 ヶ月とする。ただし、審査開始までに当協会と申請事業者とが合意をした場合には、審査期間について別途定めることができる。
- 4 申請事業者は、当協会に対し、CBPR 認証審査に必要な文書又は資料を提供又は開示し、申請事業者の役職員にヒアリング又は面談を行うことを許可し、当協会が必要と判断した場合には、実地検査において当協会の指定する事業所又は作業エリアに立入りを許可し、その他 CBPR 認証審査に協力しなければならない。
- 5 当協会は、審査の内容、審査の結果、審査において申請事業者より提出された一切の資料（申請書等を含むがこれに限らない。）について、必要な範囲で国内外の関係行政機関、国内外のアカウントビリティ・エージェント及びグローバル CBPR フォーラムに提供を行うことができるものとし、申請事業者はこれに同意する。

第 7 条（申請事業者による表明保証）

- 1 申請事業者は当協会に対し、以下の各事項を表明し、かつ保証するものとする。
 - ① 申請事業者が、CBPR 認証審査の申請に関して、当協会に対して提出又は開示した情報、文書又は資料はいずれも真正かつ正確であること
 - ② 申請事業者が、CBPR 認証審査の申請におけるヒアリング又は面談において、当協会に回答した情報はいずれも真正かつ正確であること
- 2 前項の表明保証違反があった場合には、当協会は直ちに CBPR 認証審査を中断又は中止することができる。

第 8 条（審査中の事故の報告）

- 1 申請事業者は、CBPR 認証審査中に申請事業者が取扱う個人情報に関して、プライバシー原則、JIPDEC 認証基準、又は個人情報保護法に違反（個人情報の漏えい等を含むがこれに限らない。以

下、「事故等」という。)し、又はそのおそれが生じた場合には、可及的速やかに、発生し又は発生したおそれがある事実(判明した日、判明している範囲での発生原因を含む、漏えい等をした情報の内容を含む。)、想定される影響の範囲を当協会に報告しなければならない。

- 2 申請事業者は、事故等が生じた場合には、当協会の指示に基づき必要な調査及び報告を行うものとする。
- 3 当協会は、事故等の発生、当該事故等に対する申請事業者の調査・報告の内容その他当該事故等に関連する一切の事実を審査において考慮することができる。

第9条(審査の中断・中止)

- 1 当協会は、CBPR 認証審査にあたり、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当協会の判断により、審査を中断することができる。
 - ① 当協会の求めにもかかわらず、申請事業者が、CBPR 認証審査に必要な資料又は文書を提供又は開示しなかった場合
 - ② 申請事業者が、審査中に申請書等の内容に変更が生じた場合にもかかわらず、当協会に通知をしなかった場合
 - ③ 申請事業者において、事故等が生じた場合
 - ④ 前各号のほか、当協会又は申請事業者において、CBPR 認証審査を行うことが困難と認められる事由が生じた場合
- 2 当協会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、CBPR 認証審査を中止することができる。
 - ① 申請に係る事項に虚偽があった場合
 - ② 申請事業者の責に帰すべき事由により CBPR 認証審査の続行が困難になった場合
 - ③ CBPR 認証審査の中断がなされたにもかかわらず、中断を行った原因が、審査の開始から3ヶ月以内に改善される見込みがない場合
 - ④ 申請事業者が、当協会による実地検査、申請事業者へのインタビューその他必要な CBPR 認証審査を妨げた場合
 - ⑤ 申請事業者が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けた場合、申請事業者が解散した場合、申請事業者の設立許可が取消されたときの場合
 - ⑥ 我が国の CBPR システムへの参加が中断された場合、又は当協会が、アカウントビリティー・エージェントとしての認定が更新されず、若しくは取消された場合
 - ⑦ 申請事業者において、重大な事故等が生じた場合
 - ⑧ 前各号のほか、CBPR 認証審査を継続することが著しく困難であると認められる事由が生じた場合
- 3 申請事業者又は申請事業者の代理若しくは媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合、当協会は何ら催告・通知をすることなく直ちに CBPR 認証審査を中止することができる。

第10条(変更の通知)

- 1 申請事業者は、申請書等に記載した事項のうち、次の各号のいずれかについて変更を生じたとき

は、速やかに必要事項を記載した書面をもって、当協会に提出しなければならない。

- ① 事業者の名称
- ② 本店所在地及び主たる事業所の所在地
- ③ 代表者名
- ④ 申請担当者の氏名及び役職名
- ⑤ 連絡先（郵便番号、勤務先所在地、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス）

2 申請事業者は、次の各号に定める事由に変更が生じた場合には、速やかに当協会に書面にて通知しなければならない。

- ① 前項に定めるもののほか、申請書等の提出後に申請書等の内容に変更が生じた場合
- ② 法律上の地位に変更があった場合（主要株主の異動、合併、会社分割、事業譲渡などの組織再編
その他事業者の支配に重要な変更があった場合を含むがこれに限らない。）
- ③ 組織に重大な変更のあった場合又は経営陣に変更があった場合
- ④ CBPR 認証審査の対象となるサービスの追加、変更があった場合

第 11 条（審査情報の守秘義務）

- 1 当協会は、申請事業者より提出された申請書等その他一切の情報（以下、「申請情報」という。）について、CBPR 認証業務を実施するために必要な範囲を超えて利用しない。
- 2 当協会は、申請情報について、善良なる管理者としての注意義務をもって保管及び管理を行い、申請事業者の書面による同意がある場合及び本約款第 6 条第 5 項に定める場合を除き第三者に提供しない。

第 12 条（申請事業者の守秘義務）

- 1 申請事業者は、認証証の交付を受ける前に CBPR 認証審査への適合その他 CBPR 認証審査に関する一切の事実を第三者に開示又は公表してはならない。
- 2 CBPR 認証審査へ申請後に、CBPR 認証へ申請中であることを公表する場合、CBPR 認証取得を断念した際には、CBPR 認証審査へ申請中であることを示す一切の記述を削除、撤去、中止を行わなければならない。

第 13 条（JIPDEC 認証基準の充足の確認）

- 1 当協会は、JIPDEC 認証基準に従い審査を行い、JIPDEC 認証基準を充足していることの確認を行う。
- 2 当協会は、CBPR 認証審査において、JIPDEC 認証基準への不適合が明らかになった場合には、書面にて申請事業者へ通知する（以下、「指摘事項文書」という。）。申請者は、当協会が指摘事項文書において通知する期日までに、指摘事項を是正するために実施した措置についての報告を書面により提出しなければならない。
- 3 申請事業者が、指摘事項文書に定められた期日までに、指摘事項の是正又は報告書の提出がなされない場合には、当協会は、JIPDEC 認証基準への適合性を有しない旨の決定を行い、事業者へその旨通知する。
- 4 当協会は、CBPR 認証審査の信頼性と公平性を担保するため、外部有識者によって構成される CBPR 認証審査会を設置し、CBPR 認証審査の適切な実施について助言を得ることができる。

- 5 当協会は、申請事業者が JIPDEC 認証基準を充足することを確認した場合には、申請事業者へその旨通知を行う。審査の開始から 3 ヶ月以内或いは審査開始時に双方で合意した期間内に、申請事業者が JIPDEC 認証基準を充足しているかを決定し、申請事業者に通知する。
- 6 前項の定めにかかわらず、前項の期間では十分な審査を行うと認められない場合その他必要性がある場合には、当協会は審査期間を延長することができる。審査期間の延長を行う場合には、当協会は、申請事業者に対し、延長後の審査期間を通知するものとする。

第 4 章 CBPR の認証

第 14 条 (CBPR の認証)

- 1 CBPR 認証審査で JIPDEC 認証基準を充足する旨を通知された申請事業者は、前条第 5 項の通知を受けてから、30 日以内に、当協会に対して CBPR 認証管理料を支払い、当協会との間で CBPR 認証契約の締結を行うものとする。
- 2 申請事業者が、CBPR 認証管理料の支払い及び CBPR 認証契約の締結を行った場合に、当協会は、申請事業者に対し、CBPR 認証を行い、認証証を交付する。

第 5 章 その他

第 15 条 (免責)

- 1 当協会は、CBPR 認証審査の申請又は CBPR 認証審査 (CBPR 認証審査の申請の取下げ、CBPR 認証審査の中断又は中止、CBPR の制度の変更、CBPR 認証審査への不合格を含むがこれに限らない。)により、申請事業者においていかなる損失が生じたとしても、一切責任を負わない。
- 2 当協会は、いかなる事由 (CBPR 認証審査の申請の取下げ、CBPR 認証審査の中断又は中止、CBPR 認証審査に合格又は不合格を含むがこれに限らない。)が生じた場合であっても、申請事業者より受領した一切の金銭 (審査料及び認証管理料を含むがこれに限らない。)の返還を行わないものとし、申請事業者はこれに同意する。
- 3 当協会が、当協会の責に帰すべき事由により申請事業者に生じた損害の賠償を行う場合には、事由の如何に関わらず、損害発生時点までに当協会が受領した CBPR 認証審査に関する一切の金銭の合計額を上限とする。

第 16 条 (約款の変更等)

- 1 当協会は、当協会が必要と判断する場合に、いつでも予告なく本約款を変更することができ、また、約款を別に定め又は変更することができる。本約款を変更し若しくは約款を別に制定又は変更した場合には、当協会は速やかに当協会のウェブサイトに掲載し、申請事業者へ通知するものとする。
- 2 変更後の本約款は、当協会のウェブサイトに掲載された時からその効力を生じるものとする。ただし、CBPR 認証審査が開始された申請事業者には、変更前の約款が適用されるものとする。

第17条（分離可能性）

本約款の一以上の条項が裁判所等の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項、関連する規程、約款、規則又は契約等の有効性ないし履行可能性は何ら影響を受けないものとする。無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に違い、当協会及び申請事業者の当初の意図を反映した条文に変更されるものとする。

第18条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とする。

第19条（専属的合意管轄）

本約款及び CBPR 認証審査に関連する一切の紛争については、日本国の国際裁判管轄に属するものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議）

この約款の解釈について疑義が生じた場合は、当協会と申請事業者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

附則

本約款は、2025年6月2日より制定・施行をする。